

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第670号

2014年(平成26年)8月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に  
関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外  
に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)7月28日付けで諮問(第670号)された  
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関すること  
に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴  
う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に  
提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本  
人通知を省略することについては、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的  
外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略  
する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県戸部警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項  
に基づき捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照  
会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために  
提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、  
実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県戸部  
警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することにつ  
いて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、  
藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、生活保護受給の有無、精神科通院があれば  
通院先

イ 目的外に提供する相手方  
神奈川県戸部警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定  
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県戸部警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県戸部警察署司法警察員に問い合わせたところ、「詳細について教えることはできないが、幾度となく警察署への110番通報及び来所相談をする者であり、偽計業務妨害罪の適用を考えている。また、通報や相談の内容としては虚言、虚偽と思える内容のことから精神疾患も疑っている。以前、通報の際に生活保護を受給していると言っていたことから生活保護担当課で把握している通院先などを確認し犯罪の適用に役立てたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県戸部警察署司法警察員  
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、  
「詳細について教えることはできないが、幾度となく警察署への110  
番通報及び来所相談をする者であり、偽計業務妨害罪の適用を考えて  
いる。また、通報や相談の内容としては虚言、虚偽と思える内容のこ  
とから精神疾患も疑っている。以前、通報の際に生活保護を受給して  
いると言っていたことから生活保護担当課で把握している通院先な  
どを確認し犯罪の適用に役立てたい。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関  
する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認  
しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかしながら、本件にかかる目的外に提供する個人情報のうち、生  
活保護受給情報の一部である精神科通院の有無に関する情報につい  
ては、偽計業務妨害罪の捜査のために必要とされる理由が明らかでな  
く、現時点の捜査において必要とされる理由も不明である。また、精  
神科通院の有無以外の生活保護受給に関する情報については、偽計業  
務妨害罪との関係においてその必要性があると認めることができな  
い。

よって、犯罪行為と提供する個人情報の必要性について合理的な理  
由があると判断できないことから、本件の目的外に提供する必要性は  
認められない。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ いて

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以  
上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断す  
る必要がない。

以 上